

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

令和四年埼玉県告示第八十号で公示した公共測量は、令和五年三月十七日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕